

中央建設業審議会ワーキンググループ（仮称）の設置等について（案）

1. 設置趣旨

建設産業が置かれているかつてない厳しい状況等を踏まえ、今後の建設産業の再生方策を策定するため、平成22年12月より有識者委員による国土交通省建設産業戦略会議が開催され、平成23年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下「方策」という。）が提言されたところである。この方策の具体化に際しては、実務の状況も踏まえながら、実務に精通した関係者を変え、方策に示された課題と対策について更に掘り下げて議論する必要があるとともに、法令改正の在り方等についても、より専門的かつ幅広く検討する必要がある。このため、新たに中央建設業審議会の下にワーキンググループ（仮称）を設置する。

2. 検討事項案

以下の事項を中心に審議し、成果を取りまとめる。

- ・ 共同企業体準則の見直し
- ・ 保険未加入企業の排除方策の具体化
- ・ 業種区分の点検
- ・ 法令改正事項の検討 等

3. ワーキンググループ（仮称）の位置付け

ワーキンググループ（仮称）は、中央建設業審議会総会の決定を受けて、その下に専門委員会として設置し、検討結果は中央建設業審議会総会に報告する。なお、必要に応じて検討経緯についても総会に報告する。

※ なお、上記検討事項は社会資本整備審議会の調査審議事項である「建設業の改善に関する重要事項」にも密接に関係することから、同審議会の下部組織との合同での調査審議についても今後検討する。